

(記入例)オンラインフォーム申請を行わない場合は、提出必須の書類です。

○医療機関コードとは  
 都道府県番号(21)+点数表の番号(下記)+医療機関番号(7桁)  
 1 医科 3 歯科 4 薬局 6 訪問看護ステーション

例)診療所 2110000000  
 歯科診療所 2130000000  
 薬局 2140000000  
 訪問看護ステーション 2160000000

(第1号様式)

岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金 交付申請書兼実績報告書兼請求書

岐阜県知事 殿

補助金の交付を受けたいので、岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、実績を報告し、及び補助金の支払いを請求します。  
 また、下記7の「交付申請に関する誓約事項」及び下記8の「賃上げ支援のその他要件を満たすことの確認・誓約事項」について誓約します。  
 なお、振込は下記4の「振込口座」までお願いします。

申請年月日	2026	年	6	月	1	日
-------	------	---	---	---	---	---

1. 申請者の情報

フリガナ	ギフ サブロウ	住所・所在地 ※法人の場合は法人の所在地、個人の場合は医療機関所在地	〒 5008570 都道府県 岐阜県 市区町村 岐阜市 町域名 藪田南 字・丁目・番地 2-1-1 建物名 岐阜県庁
開設者(申請者) ※法人の場合は法人名・個人の場合は個人名	岐阜 三郎	職	氏名
フリガナ			岐阜 四郎
開設者(代表者職氏名) ※法人の場合のみ記入 【例】理事長 岐阜 太郎			電話番号 0582721111 電子メール <a href="mailto:gihuken@pref.gifu.lg.jp">gihuken@pref.gifu.lg.jp</a>
フリガナ	ギフホウモンカンゴステーション		住所(上記と異なる場合)
医療機関等の名称	岐阜訪問看護ステーション 医療機関コード ( 2161234567 )		氏名 岐阜 三郎 電話番号 0582721111
申請者と口座名義の相違	無		

2. 申請額・実績報告額・請求額

賃上げ支援事業	申請・実績報告・請求額(円)	228,000
物価支援事業	申請・実績報告・請求額(円)	0
合計	申請・実績報告・請求額(円)	228,000

3. 申請施設数

有床診療所	0	訪問看護ステーション	1
無床診療所	0	保険薬局	0
歯科診療所	0	合計	1

※賃上げ支援事業実績 : 別紙2「賃金改善報告書」により報告します。  
 ※物価支援事業実績 : 物価支援事業の補助金は、全て診療等に必要経費の物価上昇分に充てています。

4. 振込口座

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	9 9 9 9	支店名	××支店	支店コード	1 2 3
口座番号(右詰め)	1 2 3 4 5 6 7	預金種別	普通	口座名義	岐阜 三郎		
口座名義(カナ) (スペースも含めて正確に記載)	キ ッ フ サ フ ム ロ ウ						

↑ 法人又は開設者個人の振込口座を記載してください。

5. 振込口座確認添付書類

振込先口座の通帳の写し(表紙裏の口座名義がカタカナで記載されているページ及び口座名義人が記載されている表紙)

6. 申請者と口座名義人が異なる場合の委任事項 (該当する場合のみ記入)

申請者と口座名義人が異なる場合は、別添「委任状」に必要事項を記入・押印の上、原本を郵送してください。

7. 交付申請に関する誓約事項

- (1) 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。
- (2) 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有します。
- (3) 各事業に定めのある支給要件を満たしていることを誓約します。
- (4) 本補助金等に関する報告や調査について、厚生労働省又は県から求められた場合には、これに応じます。
- (5) 本補助金等の交付後、各事業に定めのある返還事由に該当した場合は各事業に係る補助金の全額を返還します。

上記の内容を確認しました。(申請する場合は必ずチェックしてください)

8. 賃上げ支援のその他要件を満たすことの確認・誓約事項

- (1) 本事業の交付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
- (2) 賃金表等や給与規程等の変更時に時間を要するため、本事業の交付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
- (3) 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
- (4) 本事業の交付額は(1)~(3)のために支出する。
- (5) 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。
- (6) 著しく偏った配分は行っていない。
- (7) 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。
- (8) 労働保険料の納付が適正に行われている。

※(1)(2)(3)の重複可

**(記入例)**  
**提出必須の書類です。**

(別紙1)

申請施設内訳

	医療機関等の名称 (医療機関コード)	医療機関等の住所	医療機関区分	申請区分	申請の有無	賃上げ支援事業 該当要件	届け出たベース アップ評価料(1)	届け出たベース アップ評価料(2)	職員構成 (1)	職員構成 (2)	病床数 (有床診のみ)	基準額	実績額	
1	岐阜訪問看護ステーション (2161234567)	岐阜市藪田南2-1-1	訪問看護ステーション	賃上げ支援事業	申請する	①	⑤					228,000		
				物価支援事業									0	0
2				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
3				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
4				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
5				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
6				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
7				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
8				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
9				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
10				賃上げ支援事業								0		
				物価支援事業									0	0
												賃上げ支援事業 合計	228,000	239,988
												物価支援事業 合計	0	0

別紙2を作成することで  
自動入力されます。

選定額	
	228,000
	0

賃上げ支援事業該当要件

- ①: 令和8年3月1日時点において、ベースアップ評価料を届け出ている。
- ②: 令和8年3月1日時点において、ベースアップ評価料の届出対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。
- ③: 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。(薬局のみ選択可)

届け出たベースアップ評価料

- ①: O100 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ②: P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ③: O102 入院ベースアップ評価料(医科)
- ④: P102 入院ベースアップ評価料(歯科)
- ⑤: 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ⑥: 令和8年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料(薬局のみ選択可)

職員構成

- ①: 医師
- ②: 歯科医師
- ③: その他医療に従事しない、専ら事務作業(医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く)を行う職員

賃上げ支援事業 申請額	228,000
物価支援事業 申請額	0
申請額合計	228,000

**(記入例)**  
**賃上げ支援事業に申請する場合は、提出必須の書類です。**

**<賃金改善の記入方法>**  
**①対象人数(常勤換算数)**  
 賃上げを行った職員数を常勤換算数として記入してください。  
**②月額または月額換算数(小数点以下切捨て)**  
 「支払った賃上げ額の合計(対象の全職員分)÷賃上げを行った対象月数の合計※」で算出し、記入してください。  
 (1名あたりの1か月分の加重平均賃上げ額)  
 ※賃上げを行った対象月数の合計:記入例モデルケース(個人)における「基本給の引き上げの場合」、対象職員6人でそれぞれに6か月間賃上げを行っているので36か月となります。  
**③月数(対象月の合計)**  
 賃上げを行った対象月数の合計※を記入してください。

(別紙2)

開設者(申請者):  
 ※法人の場合は法人名・個人の場合は個人名  
 医療機関等の名称:

岐阜 三郎  
 岐阜訪問看護ステーション

239,988円  
 228,000円  
 228,000円  
 228,000円

④:申請額(千円未満切り捨て)

給付金の対象となった職員1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)						給付金の対象となった賃金改善の総額					
賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額 (小数点以下切捨て)	③月数 (対象月の合計)	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比 較対象は給付金による賃金改 善前の水準)	1名あたり平均額 (月額)	賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数) (自動転記)	②月額または 月額換算額 (小数点以下切捨て) (自動転記)	③月数 (対象月の合計) (自動転記)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ(②月額×③月数)	6人	6,333円	36ヶ月	6,333円	6,333円	基本給の引き上げ(②月額×③月数)	6人	6,333円	36ヶ月	227,988円	
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(②月額×③月数)					0円	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円	
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しい場合は上記に含めてください。)					0円	(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しい場合は上記に含めてください。)	0人	0円	0ヶ月	0円	
特別手当(②月額×③月数)					0円	特別手当(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円	
一時金(②月額×③月数)					0円	一時金(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円	
						令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)を上記とは別に含めることが可能					12,000円

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。  
 政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。  
**職種ごとの賃金改善の総額と対象施設全体(複数の対象施設を有する法人の場合は法人全体)の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。**

(職種内訳)

職種	賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額 (小数点以下切捨て)	③月数 (対象月の合計)	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比 較対象は給付金による賃金改 善前の水準)	1名あたり平均額 (月額)	賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数) (自動転記)	②月額または 月額換算額 (小数点以下切捨て) (自動転記)	③月数 (対象月の合計) (自動転記)	賃金改善の総額 (自動計算)
(1)看護職員等 (保健師、助産師、 看護師及び准看護 師)	基本給の引き上げ(②月額×③月数)	4人	6,529円	24ヶ月	6,529円	6,529円	基本給の引き上げ(②月額×③月数)	4人	6,529円	24ヶ月	156,696円
	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(②月額×③月数)					0円	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
	(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しい場合は上記に含めてください。)					0円	(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しい場合は上記に含めてください。)	0人	0円	0ヶ月	0円
	特別手当(②月額×③月数)					0円	特別手当(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
	一時金(②月額×③月数)					0円	一時金(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円

(3)事務職員	基本給の引き上げ(②月額×③月数)	2人	5,941円	12ヶ月	5,941円	5,941円	基本給の引き上げ(②月額×③月数)	2人	5,941円	12ヶ月	71,292円
	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(②月額×③月数)					0円	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
	(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しい場合は上記に含めてください。)					0円	(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しい場合は上記に含めてください。)	0人	0円	0ヶ月	0円
	特別手当(②月額×③月数)					0円	特別手当(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
	一時金(②月額×③月数)					0円	一時金(②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円

**(記入例)**  
**賃上げ支援事業に申請する場合かつ(注)**  
**に該当する場合に提出する書類です。**

(別紙3)

**【2.0%超部分算定シート】**

**(注)本算定シートは国実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。**

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)								
賃金改善の内容(※)	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	賃金改善の総額
令和7年度の対象職員の <b>基本給の引き上げ分</b> について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	200,000円	5,000円	2.5%	1,000円	1,000円	6ヶ月	2人	12,000円
令和7年度の対象職員の <b>毎月決まって支払われる手当の引き上げ分</b> について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!				0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間 福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額 (算出が難しい場合は上記に含めてください。)	令和7年3月31日時点の賃金水準(月額) からの上昇額(差額)を記入してください。			2.0%を上回っているか 確認してください。		IV以下の金額に してください。		

(※) 計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は対象施設ごと(複数の対象施設を有する法人の場合は法人ごと)に判断して計算いただくようお願いいたします。

例1: 対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2: 上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3: 対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

記入例モデルケース(個人:岐阜三郎)

岐阜訪問看護ステーション(訪問看護ステーション)

通番	氏名	備考	賃上げ月数 (計)	賃金改善額 (計)	(内訳)					
					12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	Aさん	看護師	6	41,200	5,900	6,300	6,700	7,000	7,400	7,900
2	Bさん	看護師	6	38,900	5,600	6,000	6,300	6,500	7,000	7,500
3	Cさん	看護師	6	38,300	5,500	5,900	6,200	6,400	6,900	7,400
4	Dさん	看護師	6	38,300	5,500	5,900	6,200	6,400	6,900	7,400
5	Eさん	事務職員	6	36,000	5,300	5,600	5,700	6,100	6,500	6,800
6	Fさん	事務職員	6	35,300	5,200	5,500	5,500	6,000	6,400	6,700

基本給の引き上げ額の加重平均 6,333

「支払った賃上げ額の合計(対象の全職員分)÷賃上げを行った対象月数の合計※」

※本ケースにおける「基本給の引き上げの場合」、対象職員6人でそれぞれに6か月間賃上げを行っているので36か月となります。